

令和2年4月17日

棚倉町職員の懲戒処分の公表について

棚倉町職員の不正な会計処理及び横領が判明し、調査結果を踏まえ、当該職員の処分をしたのでお知らせします。

生涯学習課が所管する外郭団体の運営費を横領するという大変遺憾な今回の事案を重く受け止め、町民の皆様には衷心より深くお詫び申し上げますとともに、今後の再発防止に全力を尽くし、信頼回復に努めてまいります。

1. 事案の概要

当該職員は、平成31年4月1日から生涯学習課文化センター係へ配属となり、外郭団体である倉美館運営協会及び倉美館友の会の事務局を担当していましたが、令和元年10月頃から倉美館運営協会及び倉美館友の会の各会計から不正に現金を引き出し、遊興費等に充てるため、着服を繰り返し、不正な会計処理及び横領したものである。

2. 不正な会計処理の額

倉美館運営協会

項目	件数	金額
収入不明金額	3件	105,000円
支出不明金額	30件	1,763,533円
不正流用金額	14件	187,133円
合計	47件	2,055,666円

倉美館友の会

項目	件数	金額
入会金不明金額	2件	4,000円
収入不明金額	1件	4,500円
支出不明金額	3件	408,500円
合計	5件	417,000円

不正な会計処理の額 **2,472,666円**

3. 判明した経過

倉美館運営協会及び倉美館友の会の令和元年度の当該団体会計の決算資料作成のため通帳、領収書を確認したところ、使途不明金やチケット販売のつり銭が返還されていないことが発覚。4月8日、当該職員に事実確認をするため連絡するが、連絡はとれなかった。

その後、4月13日及び14日に、本人に着服内容及び金額について確認、その着服の事実を認めた。

4. 被害額の返還

令和2年4月15日までに家族が全額返済している。

5. 再発防止に向けた取り組み

団体の会計の出金・入金後のチェック体制の強化、通帳等の保管・管理体制の更なる充実より、適正な会計業務を行うため、下記のとおり、保管・管理体制を更に充実させる。

○通帳と印鑑は施錠可能な機の引き出しなどへ別々に保管し、管理する責任者を明確にする。

○現金の出金にあたっては、役割分担を明確にし、常に複数の職員が関わって行う体制とする。

○使用する印鑑・通帳の保管状況や通帳と会計簿の照合などによる現金の出金・入金の状況について、複数の職員で確認し、その内容を課長へ報告することとする。

6. 職員の懲戒処分

(1) 被処分者及び処分内容

①当事者

所属課	職名	氏名	年齢	性別	処分内容
生涯学習課	主任主事	本多 祐介	27	男	懲戒免職

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号の規定に基づく懲戒処分

②管理監督者

所属課	職名	年齢	性別	処分内容
生涯学習課	課長	51	男	減給3月間10分の1
生涯学習課	課長補佐	52	女	減給3月間10分の1

地方公務員法第29条第1項第2号の規定に基づく懲戒処分

(2) 処分年月日 令和2年4月15日

7. 特別職の給料減額措置

町長 湯座 一平

職員の不祥事に対する管理監督者責任と町民に対する謝罪並びに社会的信用の回復に資することを目的に給料月額2月間10分の1を減額いたします。